

令和5年度第10回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和6年1月15日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和5年度第10回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和6年1月15日(月) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和6年1月15日(月) 午後2時30分

4. 出席農業委員(12名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	沼尾京子	4番	浅井弘志
6番	小野寺正八	7番	鶴ヶ崎勝也
8番	中野一男	9番	蛭名修二
10番	蛭名勲	11番	久保田正一
12番	甲地俊隆	15番	沼尾幸一

5. 欠席農業委員(3名)

5番	蛭沢清子	13番	甲地武彦
14番	藤井久		

6. 出席農地利用最適化推進委員(5名)

小川原	市川裕美	旭町	蛭名香織
漆玉	岡山伴樹	表町	山田昭二
土橋	土井文隆		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(0名)

8. 会議に付した案件

- 報告第23号 農地の転用事実に関する照会について
報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第37号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第39号 東北町農用地利用集積計画の決定について
議案第40号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

9. 議事録署名委員

9番 蛭名修二 12番 甲地俊隆

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 竹内恒幸 事務局主査 荒木浩美

11. 書記

事務局副参事 乙供信博

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。
「こんにちは」着席願います。
只今から、1月5日に招集通知しました第10回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、12名で定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員5名の出席があります。
本日、5番 蛭沢清子 委員、13番 甲地武彦 委員、14番 藤井久 委員より、会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局員 ありがとうございます。
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告3件、議案5件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、9番 蛭名修二 委員、12番 甲地俊隆
委員を指名いたします。
なお、書記には、乙供副参事を任命いたします。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議長 日程第3 報告第23号 農地の転用事実に関する照会について
議題とします。
事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。
報告第23号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するも
のです。
なお、現地確認は、1月5日、農業委員1名甲地俊隆 委員及び
農地利用最適化推進委員1名蛭名香織 推進委員と事務局職員2
名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否か確認し
ています。
2ページをお開きください。
受付番号39から40番、2件について説明いたします。
(受付番号39から40番、2件 朗読説明省略)
以上、2件です。

議長 只今、事務局より報告第23号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第23号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第4 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定により届出書の受理について議題とします。
事務局より、朗読及び説明を願います。

事務局長 3ページをお開きください。
報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について別紙のとおり、届出書を受理したので報告するものです。
4ページをお開きください。
受付番号77から87番、11件について説明いたします。
(受付番号77から87番、11件 朗読説明省略)
以上11件です。

議長 只今、事務局より報告第24号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

11番 久保田正一 委員 報告資料の備考欄についてですが、一部耕作、一部貸付という表記がされており、どの筆のことを指しているのか分からない。
そのような曖昧な表記でよいのか。

乙供副参事 資料の備考欄については、届出書の「5. 取得した権利の種類および内容」にある「耕作の状況」に基づき記載しており、届出された農地については農地台帳システムで貸借状況、地図システムの航空写真で耕作状況を確認し、届出書の備考欄に記載しています。
各筆毎の耕作状況等記載については、事務局内で協議して、次回総会にて示したいと思えます。

議長 その他、質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第24号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第5 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による
通知書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 10ページをお開きください。
報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙の
とおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するも
のです。
11ページをお開きください。
受付番号2番、1件について説明いたします。
(受付番号2番、1件、朗読説明省略)
以上、1件です。

議長 只今、事務局より報告第25号の朗読及び説明がありました
が、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第25号は、原案のとおり報告済といた
します。

議長 日程第6 議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づ
く農業委員会の許可について議題とします。
なお、7番、鶴ヶ崎勝也委員には、東北町農業委員会規則第17
条議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いします。

議長 (7番、鶴ヶ崎勝也委員が退席後)
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 12ページをお開きください。
議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会
の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり
(1) 所有権移転9件の許可申請書の提出があったので、審議を求
めるものです。
13ページをお開き下さい。
受付番号36から44番、9件について説明いたします。
(受付番号36から44番、9件 議案朗読説明省略)

事務局長 以上、所有権移転9件です。

議長 只今、事務局より議案第36号の朗読及び説明がありました。
ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、議案第33号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 7番、鶴ヶ崎勝也委員の入場をお願いします。
(7番、鶴ヶ崎勝也委員の入場、着席)

議長 日程第7 議案第37号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

議長 18ページをお開きください。
議案第37号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので(1)自己所有地の転用について現地調査が行われております。

事務局長 それでは、議案の説明をいたします。
19ページをお開きください。
受付番号2番、1件について説明いたします。
(受付番号2番、1件、議案朗読説明省略)
以上、自己所有地の転用1件です。

議長 只今、事務局より議案第37号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので現地調査の報告をお願いします。

12番
甲地俊隆
委員 議案第37号の現地調査の報告をいたします。
(別紙、説明朗読省略)
以上、報告いたします。

議長 只今、12番、甲地俊隆委員より現地調査の報告が終わりました。
本案についてご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、議案第37号は、原案のとおり許可することに
決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第8 議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく
農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 22ページをお開きください。
議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許
可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定によ
り、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付す
るための意見を求めるもので(1)所有権の移転1件及び(2)賃
貸借権の設定2件について現地調査が行われております。

23ページをお開きください。

受付番号6番、1件について説明いたします。

(受付番号6番、1件、議案朗読説明省略)

26ページをお開きください。

受付番号10から11番、2件について説明いたします。

(受付番号10から11番、2件、議案朗読説明省略)

以上、所有権の移転1件、賃貸借権の設定2件です。

議長 只今、事務局より議案第38号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので現地調査の報告をお願
いします。

12番 議案第38号の現地調査の報告をいたします。
甲地俊隆 (別紙、説明朗読省略)
委員 以上、報告いたします。

議長 只今、12番甲地俊隆委員から現地調査の報告がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、議案第38号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第9 議案第39号 東北町農用地利用集積計画の決定について議題とします。

7番、鶴ヶ崎勝也委員、並びに10番、蛭名勲委員には、東北町農業委員会規則第17条議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いします。

(7番、鶴ヶ崎勝也委員、10番、蛭名勲委員 退席)

議長 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 35ページをお開きください。

議案第39号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局長 36ページをお開きください。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。

37ページをお開きください。

これらの記載内容は、公益社団法人あおもり農業支援センターによる農地中間管理機構の事業となります。

事務局長 最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書

(1) 賃貸借権、受付番号24から26番、3件について説明いたします。

(受付番号24から26番、3件、議案朗読説明省略)

39ページをお開きください。

(2) 使用貸借、受付番号81番、1件について説明いたします。

(受付番号81番、1件、議案朗読説明省略)

以上、賃貸借3件、使用貸借1件であります。

40ページをお開きください。

農地売買等事業による所有権の移転について受付番号10から11番、2件について説明をいたします。

(受付番号10から11番、2件、議案朗読説明省略)

以上、所有権の移転2件であります。

議長 只今、事務局より議案第39号の朗読及び説明が終わりました。
本案について、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、議案第39号は、原案のとおり承認することに
決定しました。

7番、鶴ヶ崎勝也委員、並びに10番、蛭名勲委員の入場をお願い
します。

(7番鶴ヶ崎勝也委員、10番蛭名勲委員の入場、着席)

議長 日程第10 議案第40号 農地中間管理事業における農用地
利用集積等促進計画の作成の要請について議題とします。

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 41ページをお開きください。

議案第40号 東北町農用地利用集積等促進計画の作成に係る
要請について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1
1項の規定により農地中間管理機構に対して、別紙のとおり、要請
することに農業委員会の承認を求めるものであります。

42ページをお開きください。

農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成の
要請について町長から農業委員会への承認願いの文書であります。

43ページをお開きください。

これらの記載内容は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有す
る農地について貸し付けをしようとするものです。

事務局長 農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、これまで町
が機構に計画作成を要請していたものについて農業委員会が町の
意向を受けて機構に要請するため、提案されたものです。

賃貸借の設定1件について説明いたします。

(賃貸借の設定1件 議案朗読説明省略)

以上、1件であります。

議長 只今、事務局より議案第40号の朗読及び説明がありましたが、
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、議案第40号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
第10回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

——— 閉会 午後2時30分 ———